未来につなぐふるさと応援事業

別表

補助対象の経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象・対象外 | 節、項目 | 備　考 |
| 補助対象 | 報償費 | 講師等への謝金（県規程に準じる。講演会等での講演は、講演時間１時間当たり、大学教授：１万円以下、先進農家：５千円以下、県外の講師は、２万円以下を原則とし、これによりがたい場合は、知事が適当と認める額を上限とする。） |
| 旅費 | 県、市町村、大学等の規程に準じる |
| 需用費 | 消耗品、資材費、材料費、燃料費等、１品３万円未満の物品等 |
| 役務費 | イベント開催通知やアンケート調査に関するハガキ、切手、広告料及び保険料等 |
| 委託料 | 旅行業法に係る部分の委託、専門性を要する部分の委託、実績書作成に係る編集等ただし、事業の主要な部分を他に委託するものは補助対象外 |
| 使用料及び賃借料 | トイレ、照明、音声機器、農機具のレンタル料、ほ場借上げや会場会議室の借上料等 |
| 食糧費（飲料に限る） | 熱中症や脱水症状を防止するための水分補給に要する経費ペットボトルの水・お茶等（酒類を除く） |
| 補助対象外 | 備品購入費 | 単価３万円以上の物品等 |
| 食糧費 | 弁当、食事代、茶菓子等 |
| 賃金 | 事業主体の労務費 |
| お土産、景品 | 報償（謝礼）としてのお土産も補助対象外 |
| 管理費 | 水道、光熱費等、イベント以外の事業主体の組織や施設の維持管理に要する経費 |
| その他 | 知事が不適当と認める経費 |